熊本県再犯防止推進計画

令和3年(2021年)3月

目 次

第1章 計	画の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・1
第1	計画策定の背景と目的
第2	計画の位置付け
第3	計画の期間
第4	計画における施策(支援)の対象者
第2章 成	果指標・目標値等・・・・・・・・・・・・・・・・3
第1	再犯の防止等に関する施策の成果指標
第2	再犯の防止等に関する取組みの動向を把握するための参考指標
第3章基	本方針・重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・6
第1	基本方針
第2	重点課題
第4章 今	後取り組んでいく施策・・・・・・・・・・・・・8
第1	就労・住居の確保等
	1 就労の確保
	2 住居の確保
コラ	ム1 「コレワーク(矯正就労支援情報センター室)」について

第2 保険	里医療・	福祉サー	ビス利用	の促進等
-------	------	------	------	------

- 1 高齢者・障がいがある人への支援
- 2 薬物依存を有する人への支援
- コラム2 「地域生活定着支援センター」について
- 第3 非行の防止と学校等と連携した修学支援
- コラム3 少年の立ち直り支援について
- コラム4 「法務少年支援センターくまもと」について
- 第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
 - 1 性犯罪加害防止のための取組み
 - 2 ストーカー加害防止のための取組み
 - 3 暴力団員の社会復帰に対する支援
- コラム5 「暴力団離脱指導」及び「性犯罪再犯防止指導」について
- 第5 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等
- コラム6 「更生保護ボランティア」について
- 第5章 計画の推進体制・進行管理・・・・・・・・・・ 33

【資料編】

♦	本県における再犯防止を取り巻く状況・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	6
♦	再犯の防止等の推進に関する法律・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	8
♦	熊本県再犯防止推進連絡協議会設置要綱	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	4
•	問合せ先一覧・・・・・・・・・・・		•	•	•	•	•				•			5	6

第1章 計画の基本的事項

第1 計画策定の背景と目的

- 国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現のためには、再犯防止対策を推進する取組みが重要であることから、国は、平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)」を制定し、平成 29 年 12 月には、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「再犯防止推進計画」(平成 29 年 12 月閣議決定)を策定しました。
- 再犯防止推進法では、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、その 地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると規定するとともに、 都道府県は、国の計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなけれ ばならないとされました。
- 県では、地域の状況を踏まえ、国、市町村、民間の団体、その他の関係者と緊密に連携しながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するための具体的な取組みを総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく暮らせる社会を実現するとともに、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、熊本県再犯防止推進計画を策定します。

第2 計画の位置付け

○ この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

第3 計画の期間

○ 計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

第4 計画における施策(支援)の対象者

○ 本計画における施策(支援)の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める犯罪をした者等(犯罪をした者、非行少年、非行少年であった者)とします。また、本計画において、再犯の防止等とは、再犯防止推進法第2条第2項により、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)とします。

第2章 成果指標・目標値等

第1 再犯の防止等に関する施策の成果指標

再犯の防止等に関する施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その目標 達成に向けて取組みを進め、達成状況を検証します。

成果指標

本県における「刑法犯検挙者中の再犯者数」を成果指標とします。

基準値

平成 27 年~令和元年まで 5 ϕ 年の平均値である 1,337 人を基準値として定めます。

目標値

令和5年度までに、上記基準値から20%以上減少の1,069人以下を目指 します。

第2 再犯の防止等に関する取組みの動向を把握するための参考指標

(1) 就労・住居の確保等

○刑務所出所者等総合的就労支援対策¹の対象者のうち、就職した者の数及びその 割合

45人・28人・62% (令和元年度)

矯正施設、保護観察所及びハローワーク等が連携する仕組みを構築した、矯正施設入所者に対して、ハローワーク職員による職業相談、職業紹介、職業講話等を実施している。また、保護観察対象者等に対しては、ハローワークにおいて担当者制による職業相談・職業紹介を行うほか、(1)セミナー・事業所見学会、(2)職場体験講習、(3)トライアル雇用、(4)身元保証等の支援メニューを活用した支援を実施している。

¹ 刑務所出所者等総合的就労支援対策

○協力雇用主数²、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数

4 8 8 社· 4 2 社· 4 8 人(令和元年 1 0 月 1 日現在)

- ○保護観察³終了人員のうち、保護観察終了時に無職である者の数及びその割合 3 4 1 人・6 4 人・1 8.8% (令和元年)
- ○刑務所出所人員のうち、刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合 62人・9人・14.5%(令和元年)
- ○更生保護施設⁴及び自立準備ホーム⁵において一時的に居場所を確保した者の数 192人(令和元年)

(2) 保健医療・福祉サービス利用の促進等

○薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の 数及びその割合

138人・12人・8.7%(令和元年)

(3) 非行の防止と学校等と連携した修学支援

○少年院において修学支援を実施し、出院時で復学・進学を希望する者のうち、 出院時復学・進学決定した者の数

2人・2人(令和元年)

○矯正施設⁶において、高等学校卒業程度認定試験の受験者数及び合格者数 13人・2人(令和2年度)

2 協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用 し、又は雇用しようとする事業主をいう。

3 保護観察

犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、保護観察官及び保護司による指導監督及び補導援護を行うもの。

4 更生保護施設

刑務所出所者等を一定の期間保護して、その円滑な社会復帰を助ける民間の施設。その多くを更生保護法人が営む。

5 自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設で、保護が必要なケースについて、保護観察所から事業主に対して宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等を委託する。

6 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。

(4) 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等

○保護司7数及び保護司充足率

968人・92.8% (令和元年)

○「社会を明るくする運動8」行事参加者数

24,929人(令和元年)

7 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、身分は、法務 大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生 保護に関する活動を行っている。

8 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

第3章 基本方針・重点課題

第1 基本方針

○ 再犯防止推進法は、再犯防止のための施策を策定・実施していく上で基本となる4つの「基本理念」を掲げており、これを踏まえ、国の再犯防止推進計画では、国が目指すべき方向・視点として、5つの基本方針を設定しています。 再犯の防止等に関する施策を、国と連携して推進するため、本県においても、国の基本方針を踏まえ、次の5つを基本方針とします。

基本方針

- 1 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、 切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにする こと。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
- 5 県民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を 十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員と して受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組みを、分かりやすく効果的 に広報するなどして、広く県民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第2 重点課題

○ 本県では、再犯防止推進法第2章で規定する基本的施策及び国の再犯防止推進計画を勘案して、重点的に取り組むべき課題として、次の5つを設定し、国や関係団体と十分な連携を図りながら、これらに係る施策に総合的な視点で取り組みます。

重点課題

- 第1 就労・住居の確保等
- 第2 保健医療・福祉サービスの利用促進等
- 第3 非行の防止と学校等と連携した修学支援
- 第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 第5 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等

第4章 今後取り組んでいく施策

第3章で設定した5つの重点課題について、それぞれの現状や課題を踏まえなが ら、今後、次のとおり取り組んでいくこととします。

第1 就労・住居の確保等

1 就労の確保

(1) 現状・課題

- 全国の状況として、刑務所に再び入所した者のうち約7割が再犯時に無職であった者となっており、無職の者の再犯率は、有職の者と比べて約3倍と高く、「安定した就職先がないこと」が再犯のリスク要因となっています。
- 令和元年の県内の刑法犯検挙者(少年を除く)2,216 人のうち無職の者は 937 人で、割合は約 42%となっています。

また、保護観察終了人員 341 人のうち無職の者は 64 人で、割合は約 19%となっています。

- 就労は、単に収入を得ること以外に、社会の一員としての役割を持つことにより、社会との繋がりや、自己肯定感を育み、再犯のリスクを下げるという側面もあります。このことから、犯罪をした者等が安定した就労をすることができるよう、個々の能力・特性に応じた職業紹介等の支援を行うことが重要です。
- 現在、県内で488社が協力雇用主に登録しており、その数は年々増加していますが、実際に雇用している雇用主は42社、雇用されている出所者は48人と少なく、雇用にいかに結びつけていくかが課題です。

(2) 国・民間団体の取組状況

○ 保護観察所においては、協力雇用主の不安や負担軽減を図るため、刑務所出 所者等が雇用主に損害を与えた場合に見舞金が支払われる身元保証制度や刑務 所出所者等を雇用した協力雇用主に対し、就労奨励金を支払う制度が実施されています。

- 矯正施設においては、受刑者や少年院在院者等に対し、職業訓練や職業指導が 実施され、コレワーク(矯正就労支援情報センター)やハローワーク等と連携し て求職活動等の支援が実施されています。
- 保護観察対象者のうち、就労体験が乏しい者や就労に必要な知識・技能が身についていない者に対し、トライアル雇用、職場体験講習等のメニューを活用しての就労支援が実施されています。

(3) 県の施策

- しごと相談・支援センター「くまジョブ」やジョブカフェくまもと、ジョブカフェブランチを設置し、若者、女性や高齢者等、個々の状況に応じた職業相談、職業紹介を実施します。【労働雇用創生課】
- 障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。【労働雇用創生課】
- 障がい者を対象とした職業訓練等を実施します。【労働雇用創生課】
- 高齢者の社会活動を推進し生活の安定を高めるため、就職を希望する高齢者 に対して職業紹介を行います。【労働雇用創生課・高齢者支援課】
- 生活困窮者に対する就労訓練事業の利用あっせん等様々な支援を包括的に行 うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。【社会福祉課】
- 就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する支援を行います。【社会福祉課】

○ 工事入札参加者資格審査(格付)の技術点における社会貢献活動の評価項目 の一つとして、協力雇用主に登録されている建設業者を加点する取組みを実施 します。【監理課】

2 住居の確保

(1) 現状・課題

- 全国の状況として、刑務所満期出所者のうち約4割が、適当な帰住先が確保 されないまま出所していますが、適当な帰住先がないまま出所した者は、帰住 先が確保された者と比べ、再犯に至るまでの期間が短いことが指摘されていま す。
- 令和元年の県内の刑務所出所者 62 人のうち、親族等から受入を拒否されている等の理由により、健全な帰住先を確保できないまま出所した者(帰住先が不明の者や暴力団関係者の住所地である者も含む)は9人で全体の14.5%となっています
- 令和元年度に県内の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に帰住 先を確保した者の数は 192 人となっています。

更生保護施設や自立準備ホームはあくまでも一時的な帰住先であり、地域社 会において安定した生活を送るためには、恒久的な住居の確保が不可欠です。

○ 犯罪をした者等については、アパートや福祉施設に入居する際に求められる 身元引受人や緊急連絡先の確保が困難なことや、家賃滞納歴などにより民間家 賃保証会社が利用できず賃貸借契約ができないなど、住居の確保が難しい状況 があります。

(2) 国・民間団体の取組状況

○ 保護観察所においては、犯罪をした者等のうち、住宅確保要配慮者(高齢者障がい者、保護観察対象者)に該当する者に対し、個別の事情に応じ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談が実施されています。

また、適当な帰住先を確保できないまま刑期を終え、満期出所した更生緊急保護対象者に対し、更生保護施設や自立準備ホームに対する委託により一時的な居場所の確保が行われています。

(3) 県の施策

- 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失 した又は住居喪失の恐れのある者からの申請に対し、審査の上、住居確保給付 金を一定期間支給します。【社会福祉課】
- 住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、障がい者等)の民間賃貸住宅への 円滑な入居促進を図るため、住宅情報の提供・相談・見守り等を実施する法人 の指定促進を図ります。【住宅課】
- 国土交通省からの通知「『再犯防止等の推進に関する法律』に基づく犯罪をした者等の公営住宅への入居について(平成 29 年 12 月 15 日付国住備第 120 号住宅局長通知)」において、犯罪をした者等の公営住宅への入居についての配慮や留意点が示されていることから、県営住宅への犯罪をした者等の入居に関しては、当該通知の趣旨や県営住宅の状況等も踏まえ適切に対応します。【住宅課】

コラム **1**

「コレワーク (矯正就労支援情報センター室) | について

法務省福岡矯正管区矯正就労支援情報センター室

◆コレワークとは

平成28年11月、東京及び大阪矯正管区に矯正就労支援情報センター室(通称「コレワーク」)が新設されました。コレワークでは、受刑者や少年院在院者(以下「受刑者等」という。)の就労先を矯正施設在所中に確保し、出所・出院後速やかに就労に結び付けるため、全国の受刑者等の帰住予定地や取得資格などの情報を一括管理し、受刑者等の雇用を希望する事業者に対して、そのニーズに適合する受刑者等の情報を提供する「雇用情報提供サービス」を主要業務として行っています。

コレワークは、いわば、「受刑者等の雇用を希望する事業者」と「出所後就労することを希望する受刑者」との橋渡しを行う部署であり、事業者の要望があれば、雇用情報提供サービスのほか、矯正施設の担当者との仲介役として「採用手続に関する支援」や「施設参観等に関する連絡調整支援」も行っています。

コレワークを利用される事業者は、既に協力雇用主に登録していて受刑者等の雇用 経験が豊富な方もいらっしゃれば、社会貢献として受刑者等の雇用を検討している段 階にある事業者の方もいらっしゃいます。そこで、平成30年度からは、受刑者等に 対する就労支援の重要性や雇用に当たって生じる困難に対して関係機関が行うサポー ト体制について更に具体的に周知を図ることを目的として、「刑務所出所者等雇用セミ ナー」や「受刑者等の雇用に関する個別相談会」を定期的に開催し、事業者の疑問や 不安を解消できるような取組を続けています。

◆全国8か所に拠点を設置

東京及び大阪矯正管区に設置されたコレワークは、専属の常勤職員がそれぞれ室長以下5名であるにもかかわらず、前者は「コレワーク東日本」として中部以東北海道地方まで、後者は「コレワーク西日本」として近畿以西沖縄地方までという広域を管轄していました。発足以来の地道な広報活動やサービス提供を通じて徐々に社会的な認知度も高まり、令和2年3月末現在では、通算3,000件を超える相談が寄せられ、コレワークを通じて採用内定に至ったケースも600件以上となりましたが、事業者からの相談が増すに従って拠点を構える地域以外での活動が困難になるという事態も生じていました。

そこで、各地方の事情に応じたきめ細かなサービス提供が可能になるよう、令和2年4月1日(外来業務開始は7月1日)から全国8か所の矯正管区(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡)にコレワークが設置され、名称変更がなされるとともに、それぞれ2名以上の常勤職員が配置されました。

◆コレワーク九州の取組

令和2年7月1日から外来対応業務を開始した「コレワーク九州」では、それまで 大阪矯正管区に設置されていたコレワーク(旧コレワーク西日本、現コレワーク近 畿)から九州・沖縄地方の事業者に関する情報を引き継ぎ、施設情報提供支援等のサ ービス提供を行っています。併せて、関係機関や経済団体への広報活動を行い、令和 2年12月末現在においては、九州・沖縄地方の事業者から延べ130件以上の御相 談を頂き、そのうち5件が在所中の採用内定に結び付いています。

コロナ禍の影響で開催の見通しが不透明であった「刑務所出所者等雇用セミナー」や「受刑者等の雇用に関する個別相談会」も関係各所の御支援の下、感染症予防対策を講じた上で、雇用セミナーについては11月に、個別相談会については、7月、9月、11月にそれぞれ実施することができました。

◆今後の展望

コレワーク九州に相談を寄せられる事業者は、実はそのほとんどが建設関係業者です。その反面、出所後に就労を希望している受刑者等の中には、建設関係以外の業種で働くことを希望している者も多数いますので、第一次産業や第三次産業に区分される業種を営む事業者の方に対して受刑者等の雇用を検討していただけるよう、関係団体への訪問やセミナー等の企画開催を通じて引き続き訴え続けていきます。

また、受刑者等が帰住する地域の自治体との連携も欠かすことはできず、再犯防止推進計画に基づいた各自治体が主催する再犯防止施策にコレワークは積極的に関与するとともに、自治体の実情に応じ、それぞれの得意分野を生かすことができるよう、強い協力体制を築いてまいります。

図1 刑務所出所者等雇用セミナーの様子 図2 個別相談会の様子





第2 保健医療・福祉サービス利用の促進等

1 高齢者・障がいがある人への支援

(1) 現状・課題

- 全国の状況をみると、刑務所出所後2年以内の年齢層別再入率は、65歳以上が20.4%、50~64歳が19.3%、30~49歳が14.8%、29歳以下が9.2%と高齢者の割合が最も高くなっています。
- 2019 年版矯正統計年報によると、全国における令和元年新受刑者の能力検査値において、一般的に知的障害の疑いがあると判断される能力検査値 69 以下の者は 20.1%であり、テスト不能の判定を受けた者を含めると 23.3 %になります。
- 犯罪をした者のうち、医療や福祉の支援を必要としている高齢者・障がいのある人等が、保健医療・福祉サービスについて十分な情報等を持っていないこと等により、支援が行き届かず再犯につながっているケースもあることから、関係機関相互の連携・協力体制の充実・強化が求められます。
- 県では、国のモデル事業の指定を受け、令和元年度から令和2年度において、微罪処分や起訴猶予等で処分を受けて地域に戻ってきた高齢者・障がいのある人で、福祉的支援等を必要とする者に対し、伴走型の相談支援を実施しました。

令和元年 4 月から令和 2 年 8 月における相談人員は 19 人で、支援回数延べ 355 回、終結者は 12 人でした。この取組みからわかることは次のようなことです。

- ・ 相談者は、複合的・複雑化した問題を抱えていることが多いことから、問題 の解決には複数の関係機関の連携・協力が必要となるため、支援の開始から終 了までに相当な時間を要します。
- ・ 各機関と連絡・調整をするにあたっては、各制度を理解する知識、判断力、 コミュニケーション能力が不可欠であることから、高齢者・障がいのある相談 者が一連の支援を自分一人で行うことはきわめて困難です。

(2) 国・民間団体の取組状況

○ 保護観察所、矯正施設と地域生活定着支援センター⁹とが連携して、高齢や障がいのある刑務所出所者等に対し、社会福祉施設等への入所等の調整(特別調整)が実施されています。

(3) 県の施策

○ 高齢者又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設(刑務 所等)退所予定者について、本人が矯正施設入所中から、退所後直ちに福祉サ ービス等につなげるための支援を行う「熊本県地域生活定着支援センター」を 設置して、矯正施設退所者等の社会復帰を支援します。

さらに、従来の出口支援(矯正施設退所者支援)に加えて、入口支援(入口 段階にある、被疑者、被告人に対して、起訴猶予や執行猶予になり釈放された 場合の地域生活移行に向けて福祉サービス等の調整を行う)の実施を検討しま す。【社会福祉課】

- 生活保護制度の利用・促進を図るとともに、生活困窮者等を福祉事務所や 生活困窮者自立相談窓口に円滑につなげていけるよう取り組みます。【社会福 祉課】
- 認知症高齢者、精神障害、知的障害など判断能力が十分でない者の権利を 擁護し、地域で自立した生活を送れるよう支援することを目的に、福祉サー ビスの利用手続きの援助や日常的金銭管理を実施する日常生活自立支援事業 (実施主体:熊本県社会福祉協議会)の実施を支援します。【社会福祉課】
- 措置入院者が退院後、地域で安心して生活を送ることができるように、医療機関や、市町村、保健所、地域援助事業者等の関係者と連携して支援を行います。【障がい者支援課】

_

⁹ 地域生活定着支援センター

高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等について、出所後直ちに 福祉サービス等(障がい者手帳の交付、社会福祉施設への入所等)につなげるための事業 で、各都道府県に設置されている。

○ 地域福祉支援計画の次回改定の際、高齢者や障がいのある犯罪をした者等に 対する支援を盛り込むことを検討します。【健康福祉政策課地域支え合い支援 室】

2 薬物依存を有する人への支援

(1) 現状・課題

○ 全国の状況として、令和元年の覚醒剤取締法違反による検挙者は 44 年ぶり に 1万人を下回り減少傾向にありますが、新たな刑務所入所者の罪名の約 25% が覚醒剤取締法違反となっています。

また、同一罪名再犯者(前に覚醒剤の検挙歴がある者が、再度、同法違反で 検挙された者)率は66.9%と、上昇傾向が続いています。

- 全国の状況として、令和元年の大麻取締法違反による検挙者は 4,570 人(前年比 21.5%増)と昭和 46 年以降初めて 4,000 人を超え、同一罪名再犯者(前に大麻の検挙歴がある者が、再度、同法違反で検挙された者)率は 24.4%と、おおむね横ばい状態です。
- 令和元年の本県の薬物事犯検挙人員(少年は除く)は136人(覚醒剤取締法違反:99人、麻薬等取締法違反:0人、大麻取締法違反:37人)で、そのうち再犯者は116人、再犯率は85.3%と高くなっています。
- 薬物依存を有する人の回復のためには、関係機関及び民間支援団体が、相互 に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能、又は役割に応じた支援を効果的に 実施する必要が求められます。

また、本人については地域において治療・支援を受けられることに加え、家族等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことが重要です。

(2) 国・民間団体の取組状況

○ 刑事施設においては、薬物依存離脱指導の実施、少年院においては、薬物非 行防止指導の実施、出所後の保護観察対象者については、保護観察所におい て、「薬物再乱用防止プログラム」が実施されています。

(3) 県の施策

- 危険ドラッグ等薬物相談窓口の設置等により、薬物に関する相談体制や関係 機関の連携体制の充実を行い、薬物の再乱用防止を図ります。【薬務衛生課】
- 「薬物乱用のないくまもとづくり」をめざし、国や各種団体・機関と連携して啓発活動を実施するとともに、より効果的な啓発活動を推進できるよう支援します。【薬務衛生課】
- 精神保健福祉センターや各保健所において、依存症に悩む本人や家族の相談に対応し、必要な場合は医療機関等関係機関と連携を図りながら支援を行います。【障がい者支援課】



「地域生活定着支援センター」について

熊本県地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センターは、刑務所を出所しても帰住先がない障がい者や高齢者の方々に対し、出所後、円滑に地域生活へ移行するための医療や福祉の調整を行う機関として、各都道府県に設置されています。熊本県では平成22年8月に開設後、これまで280名の方々を支援してきました。

地域生活定着支援センターの業務内容をご紹介します。

○コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、刑務所に出張し受刑者と面接を重ねながら、出 所後の住居の確保や必要な福祉サービスの調整などを行います。

○フォローアップ業務

刑務所を出所した支援対象者を受け入れた福祉事業所や住居などに、定期訪問を 行い、施設や地域への定着を目指します。

○相談支援業務

保護観察所からの依頼によるものだけでなく、ご本人やご家族等の関係者、関係 機関からの相談に対して支援を行っています。

○普及啓発業務

当センター事業を多くの方々にご理解して頂くために、出張講座など広報・啓発 活動を行っています。

当センターでは、平成31年4月から令和2年8月まで、県の再犯防止推進モデル事業を受託し、微罪処分や起訴猶予等で刑務所に収容されない刑余者に対し、釈放後の住居や収入の確保、医療や福祉との連携支援を行ってきました。このモデル事業により、逮捕勾留段階から刑務所出所まで、当センターが支援対象者に切れ目のない支援をすることができるようになりました。

平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、社会全体で再犯防止に向けた取り組みが行われています。しかしながら、犯罪者というレッテルにより、刑余者を受け入れてもらえる福祉事業所等は少なく、まだまだ課題が多い現状にあります。今後も、地域生活定着支援センターは、関係機関の皆様とともに、司法と福祉の連携構築に取り組んでまいります。

第3 非行の防止と学校等と連携した修学支援

(1) 現状・課題

- 近年の非行総数は平成 15 年以降、全国、県内ともに減少傾向にあります。 しかし、万引きなどの初発型非行が高水準で推移するとともに、スマートフォンが少年にも広がる中、インターネット利用による犯罪被害も多発しています。
- 令和元年の県内の刑法犯少年は 323 人(小学生:64 人、中学生 80 人、高校生:92 人、その他の学生:12 人、有職少年:45 人、無職少年:30 人)で、そのうち再非行者は 78 人、再非行者率は 24.1%となっています。

また、無職少年の再非行率は76.7%と最も高く、次いで有職少年の55.6%となっており、学生と比べると有職・無職少年の再非行率が高くなっています。

○ 少年非行には、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の 低下など様々な背景があり、その解決には、関係機関、ボランティア団体等と 連携し、社会全体で取り組むことが必要となっています。

(2) 国・民間団体の取組状況

○ 矯正施設において、出所(出院)後の修学又は就労に資するため、受験を希望する者に高等学校卒業程度認定試験の他、復学のための学校との調整や就労に必要な資格取得のための指導や講習等が実施されています。

また、少年鑑別所では、「法務少年支援センター¹⁰」が設置され、学校等の青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動が行われています。

非行・犯罪に関する問題や、思春期の少年たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、少年や保護者などの個人からの相談に応じて情報の提供・助言等を行っているほか、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援を行っている。

¹⁰ 法務少年支援センター

(3) 県の施策

- ニート、ひきこもり、不登校など、さまざまな悩みや課題を抱える子供・若者をサポートするワンストップの相談窓口を設置し、対象者のアセスメントや 適切な専門機関への繋ぎ支援を実施します。【子ども家庭福祉課】
- 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び生活指導を要する児童を入 所させ、生活指導、学科指導、作業指導を行い、社会生活に適応できるように 自立支援を図ります。【子ども家庭福祉課】
- 小中学校、教育事務所等及び県立高校へスクールカウンセラーを配置し、 様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者への教育相談体制を支援します。 【学校安全・安心推進課】
- 教育事務所等及び県立学校拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置し、 関係機関等と連携した児童生徒支援を実施します。【学校安全・安心推進課】
- 児童生徒の問題行動に対する情報交換、非行防止、健全育成及び被害回復に 向けた事後の継続的な指導支援活動を推進します。【学校安全・安心推進課】
- 警察官OBのアドバイザーを5教育事務所(宇城、玉名、菊池、上益城、八代)に配置し、生徒指導上の諸課題の未然防止及びその解消や見守り活動を実施します。【学校安全・安心推進課】
- 非行少年やその保護者に対して、積極的に手を差し伸べ、地域社会とのきずなの強化を図る中でその立ち直りを支援します。(対象少年への面接、電話連絡、家庭訪問、各種体験活動等を実施)【県警少年課】
- 少年の健全育成を理念に警察職員を学校等に派遣して、①非行防止教室、② 薬物乱用防止教室、③肥後っ子をまもる保護者教室を実施します。 【県警少年課】
- 民間団体主催の「未成年者飲酒防止等街頭キャンペーン」に参加し、広報グッズの配布やパレードを実施します。【くらしの安全推進課】



少年の立ち直り支援について

人吉農芸学院

1 施設概況

人吉農芸学院は、主に九州の各家庭裁判所において、保護処分である第1種*少年 院送致の決定を受けた少年を収容しています。少年院では、少年の特性に応じた適切 な矯正教育その他健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会 復帰を図っています。

2 少年の立ち直りに向けた取組

(1)矯正教育

少年院における処遇の中心は矯正教育であり、生活指導、職業指導、教科指導、 体育指導及び特別活動指導の5つの領域にわたって体系的かつ組織的な指導を行っ ています。

特に人吉農芸学院では、職業指導に含まれる職業能力開発指導として、全国の少年院から希望を募り、訓練期間約3か月、年間3回の頻度で土木・建築科(建設機械運転訓練コース)を開講し、多くの少年に一般社会でも有用な大型特殊自動車運転免許及び車両系建設機械運転技能講習を取得させています。



【大型特殊自動者訓練】



【車両系建設機械運転技能講習】

(2) 社会復帰支援

少年院における主な社会復帰支援は、帰住先の調整、就労支援、修学支援等です。

人吉農芸学院では、保護観察所をはじめとする更生保護官署と連携し、少年の帰住先の確保だけでなく、再非行防止上有効である就労先の確保に向けた働き掛けに 努め、少年が出院後に円滑な社会復帰ができるよう支援しています。

※少年院法(少年院の種類)第4条第1項

少年院の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者を収容するものとする。

第1号 第1種 保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の もの(次号に定める者を除く。) コラム 4

「法務少年支援センターくまもと」について

熊本少年鑑別所

少年鑑別所は、①家庭裁判所等の求めに応じて鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られる等して少年鑑別所に収容される者に対して観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。熊本少年鑑別所では、平成27年6月から、地域社会における非行及び犯罪の防止について、「法務少年支援センターくまもと」という名称で活動しています。心理学、教育学、社会学を学んだ職員が、少年鑑別所における鑑別や観護処遇で培った知見やノウハウを活用して、関係機関・団体の皆様と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する支援などに取り組んでいます。



- Q1 どのような支援をしているのですか?
- A1 下記のような支援を行っています。
- 1 能力・性格の調査

御本人や御家族、関係機関の依頼を受けて、お困りのこと等に合わせて、心理検査や適性検査を行い、その結果をお伝えしています。実際には、対象者に当センターに来てもらい(状況によっては、依頼元機関に赴くことも可能です。)、知能検査、性格検査や職業適性検査等、ニーズに沿った心理検査を受検してもらい、その結果について説明します。

2 問題行動の分析や指導方法の提案

御本人や御家族、関係機関の依頼を受けて、問題行動等のお困りのことについて、面接や心理検査等を行った上で、どうして問題行動が生じているのか、どのように指導・支援に当たればよいかなどについて提案します。

3 御本人や御家族に対する心理相談

御本人や御家族、関係機関の依頼を受けて、対象者と面接をしたり、法務省が作成しているワークブックを実施したりします。

4 事例検討会等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて、問題行動のある方の支援に関する事例検討 会に参加し、見立てや指導方法に関する助言を行います。

5 研修・講演の講師派遣

学校や福祉等、関係機関・団体の皆様が、主宰する研修会等で、非行・犯罪、子育ての問題、思春期の行動理解と教育方法や指導方法などについて分かりやすく説明します。

6 法教育や薬物乱用防止教室等の講師派遣

小・中高校、児童養護施設等の関係機関から依頼を受け、児童・生徒等を対象として、非行少年に対する司法手続や処分の種類・内容などについて、法教育授業を行うほか、薬物乱用防止等のいわゆる出前授業を行っています。(教員の方への研修もお受けしています。)

- Q2 対象者はどのような人ですか?
- **A2** 当センターの対象者に年齢制限はありません。少年から大人までどなたでも利用することができます。
- Q3 心理検査や講師依頼の費用はかかるのですか?
- A3 費用はかかりません。無料です。



【当センターの相談室風景】 新型コロナウイルス感染症対策も 万全に行っています。



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花開くために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。

第4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

1 性犯罪加害防止のための取組み

(1) 現状・課題

○ 令和元年の県内の刑法犯認知件数は 6,498 件と、平成 15 年の 28,973 件をピークに 16 年連続して減少しています。

そのうち、強制わいせつと強制性交等の罪は、重要犯罪¹¹の中で約6割を占め、増減はあるものの横ばいで推移しています。

また、中学生以下が被害等に遭ったわいせつ・声かけ事案等も年間 500 件程 度発生しており、わいせつ・声かけ事案等の被害者全体の約5割を占めていま す。

○ 性犯罪は、二次被害への懸念等から潜在化しやすいと言われており、新たな 被害を生まないためにも、性犯罪者による再度の加害行為の防止に向けて取り 組む必要があります。

(2) 国・民間団体の取組状況

○ 刑務所において、「性犯罪再犯防止指導」、少年院において、「性非行防止指導」、法務少年支援センター(少年鑑別所)において、「性的問題行動防止ワークブック」を用いた面接、保護観察所において、「性犯罪者処遇プログラム」が実施されています。

(3) 県の施策

○ 子どもを対象とした性犯罪は再犯率が高いことから、対象犯罪の出所者による再犯を防止するために、対象者の所在確認、定期的な面談指導を行います。 【県警生活安全企画課】

殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。

¹¹ 重要犯罪

2 ストーカー加害防止のための取組み

(1) 現状・課題

- 令和元年の本県におけるストーカー認知件数は 283 件で、検挙件数は 30 件、文書による警告は 23 件、禁止命令等は 22 件となっています。
- ストーカー加害者等の中には、被害者に対する執着心や支配意識が強く、警察からの警告や事件化の後もつきまとい行為を続ける者がいます。
- ストーカー加害を防止するためには、事件化や警告、禁止命令といった規制 を適正に実施していくことと併せて、ストーカー加害者に対する精神医学的治 療や心理学的なカウンセリング等による対策が必要です。

(2) 国・民間団体の取組状況

○ 保護観察所において、再加害を防止するための指導が行われ、遵守事項違反が確認されたときは、仮釈放取消し又は刑執行猶予取消しの申し出が行われるなど、ストーカー加害者に対する適切な措置が実施されています。

(3) 県の施策

- ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、カウンセリング等の受診に向けた働きかけを行い、精神医学的・心理学的なカウンセリングや治療を行います。【県警生活安全企画課】
- ストーカー加害者の特別遵守事項や問題行動等の情報を保護観察所と共有 し、被害者への接触防止のための指導等を行います。

【県警生活安全企画課】

3 暴力団員の社会復帰に対する支援

(1) 現状・課題

○ 県では暴力団が県民の生活や社会経済活動に介入し、暴力や、暴力団を背景 とした資金獲得活動によって、多大な脅威を与えている現状を踏まえ、暴力団 の排除により、安全で平穏な生活の確保と社会経済活動の健全な発展をめざ し、平成 23 年に「熊本県暴力団排除条例」を施行しました。

- 県内の暴力団は、令和元年末現在で、全暴力団 25 組織、構成員等約 470 人を把握していますが、九州では福岡県に次いで 2 番目に多く、うち六代目山 口組系が約 20%、神戸山口組系が約 11%、道仁会系が約 41%を占めていま す。山口組や道仁会など広域暴力団の寡占化が顕著となっています。
- 暴力団関係者等は、国の再犯防止推進計画において、再犯リスクが高い者と されています。

暴力団員の社会復帰対策の現状として、令和元年に離脱支援を行った者は8 人、就労支援を行った者は1人、就労支援を受けずに自ら探して稼働した者は 1人です。

○ 県内の暴力団構成員等は減少傾向にありますが、依然として、その組織の威力を背景に違法・不当な行為が行われています。

暴力団による被害を根絶するためには、離脱した者及び離脱を希望している者が、地域社会の一員になれるよう、就労先等の居場所を確保することが重要です。

(2) 国・民間団体の取組状況

- 刑務所において、特別改善指導として暴力団離脱指導を実施し、暴力団の反 社会性を認識させる指導が行われ、離脱意思の醸成が図られています。
- 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターが主催する暴力団社会復帰対 策連絡会において、構成員団体である熊本労働局、熊本保護観察所、熊本刑務 所、熊本県商工観光労働部、県警、協賛企業等が毎年、定例会を開催し、社会 復帰対策に関する情報交換を行い、就労支援活動を推進しています。
- 上記暴力団社会復帰対策連絡会の協賛企業が暴力団離脱者を雇用し、条件を 満たした場合に雇用給付金が支給されます。

(3) 県の施策

- 県警、暴追センター、構成員団体、協賛企業が社会復帰対策の連携を図るため暴力団社会復帰対策連絡会にて、毎年、社会復帰対策について定例会を開催し、関係機関と情報交換を行い、就労支援活動を推進します。【県警組織犯罪対策課】
- 暴力団から離脱した者を社会復帰させるための広域連携協定を各県と結び (34 都府県が加入)、離脱者の希望に応じて県内外を問わず就労範囲を広げ、 社会復帰対策を図ります。【県警組織犯罪対策課】
- 暴力団を離脱した者が刑務所から出所する際、離脱者への連絡・面接を実施 し、就労の実現に向けた支援を行います。【県警組織犯罪対策課】
- 元警察職員で暴力団からの離脱支援に知識経験を有する者をアドバイザーとして設置し、受入れ企業への協力要請や開拓拡大、暴力団を離脱した者の不安解消(アフターケア)や現況調査、助言指導等を行います。【県警組織犯罪対策課】

コラム 5

「暴力団離脱指導」及び「性犯罪再犯防止指導」について

熊本刑務所

熊本刑務所では、刑期が無期懲役や懲役10年以上の刑に服した受刑者を主に収容しており、受刑者に対して、矯正処遇における各種指導の一つとして改善指導を行っています。

改善指導は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律を根拠として、受刑者の個別の問題性を改善するための有効な手段として、刑事施設における再犯防止施策の重要な取組であり、特別改善指導と一般改善指導の2種類があります。特別改善指導には、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、就労支援指導の6種類があり、一般改善指導には、行動適正化指導(当所では暴力団周辺者に対する行動適正化指導を実施)、被害者感情理解指導、対人関係円滑化指導、社会復帰支援指導等の種類があり、施設事情に応じて様々な指導を行っています。入所した受刑者は、各受刑者の問題性を考慮し、個々の特性に応じた改善指導を行っており、その指導は教育専門官や刑務官が行っています。

当所では、ここ数年間、殺人などの凶悪事件を起こした者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」、入所する受刑者が暴力団組員若しくは元暴力団員に対する「暴力団離脱指導」、窃盗事件と同様に再犯率が高い「薬物依存離脱指導」に注力してきました。

暴力団離脱指導では離脱意志を示す者が少ない中、今年に入り暴力団離脱指導の強化を目的に外部協力機関である熊本県警暴力団対策室に同指導の協力を依頼したところ、快く引き受けていただき、同指導に該当する受刑者に対して令和2年9月下旬から2単元(全6単元)の指導に当たっていただいています。今後も、現役暴力団組員を始め、元暴力団組員や暴力団周辺者等に対して、出所後の就労支援を含めた出口支援までつなげられるように指導を進めていきたいと考えています。

一方、性犯罪再犯防止指導については、同指導を受講することとなって当所に入所 した受刑者に対し、専門的なプログラム(本科プログラム)を実施している刑務所に おいて、同指導を実施しています。その後、当所において、メンテナンスプログラム を実施し、本科プログラムで受講して考えた内容の見直しなどを行わせ、必要に応じ て、受講結果等を地方更生保護委員会及び保護観察所に連絡して連携を深めていま す。

今後も再犯防止につながるような各受刑者の特性に応じた改善指導を行い、益々進展させたいと考えています。

第5 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等

(1) 現状・課題

- 本県における再犯の防止に関する取組みは、保護司、更生保護女性会員¹²、 BBS会員¹³、協力雇用主等の更生保護ボランティア、篤志面接委員¹⁴や教誨師 ¹⁵、少年警察ボランティア¹⁶など、多くの民間ボランティアの活動により支えら れています。
- 「社会を明るくする運動」等を通して、全国的に広報・啓発活動が行われているものの、再犯防止は県民にとって必ずしも身近ではないため、十分に認知されているとは言えません。
- 県では、令和元年度に福祉施設や協力雇用主、市町村等に対し、出所者等を 職員や入所者として受け入れている福祉施設の取組事例等を発表してもらう講 習会を県内3ヶ所で開催しました。

その際、参加者の97%が「再犯防止に対する関心・理解が深まった」と回答しています。

12 更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

13 BBS 会員

Big Brothers and Sisters Movement の略で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

14 篤志面接委員

矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティア。

15 教誨師

矯正施設入所者の希望に基づき、宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティア。

16 少年警察ボランティア

少年を有害な風俗環境から守るための補導活動や風俗営業者等への助言に従事する「少年 指導委員」、街頭補導活動や立ち直り支援活動のほか幅広い非行防止活動に従事する「少年補 導員」の総称。 ○ 安全で安心な社会を実現するためには、県民の間に広く再犯防止についての 関心と理解が深まることが必要不可欠であることから、今後も継続的な広報・ 啓発が必要です。

(2) 国・民間団体の取組状況

- 更生保護の役割を周知し、出所後の社会復帰に理解を深めてもらうため、保護司、更生保護女性会、協力雇用主や更生保護ボランティアを対象とした矯正施設の施設見学が実施されています。
- 保護観察所では、地方公共団体や民間協力者と連携して、再犯防止啓発月間や 社会を明るくする運動等において、犯罪をした者等の再犯防止等について広く 関心と理解を深めるための事業が実施されています。

(3) 県の施策

- 少年警察ボランティアに対して、活動に必要な知識・技能に関する研修、その他活動に資する支援を実施します。【県警少年課】
- 熊本県人権教育・啓発基本計画に基づき実施する様々な施策を通して、刑を 終えて出所した人等の人権に配慮することが、再犯の防止に繋がることを周知 啓発します。【人権同和政策課】
- 再犯防止等について県民の関心と理解を深めるため、刑事司法機関や地域生活定着支援センター等と連携して、「再犯防止に関する講演会」の実施を検討します。【くらしの安全推進課】
- 「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間において、「青少年の非行・被害防止強調月間」との連携も検討しながら、県の広報媒体等を活用した広報・啓発に取り組みます。【くらしの安全推進課】
- 熊本保護観察所長から推薦された更生保護事業功労者(保護司として20年 以上勤務し、その職務に精励した方等)に対して知事感謝状を授与します。 【くらしの安全推進課】

154 6

「更生保護ボランティア」 について

熊本保護観察所

更生保護とは、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することによって、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。更生保護を管轄するのは法務省ですが、更生保護の源流は明治時代の民間篤志家による活動であり、更生保護活動は現在でも多くの民間ボランティアの方々に支えられています。更生保護ボランティアについて、特に熊本県内の現状についてご紹介します。

(保護司)

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。その主な職務には、保護観察を受けている人と面接を行い、指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどです。全国には46,375人、熊本県内では977人(いずれも令和2年12月1日現在)の保護司さんが活躍されています。近年、地域の人間関係の希薄化を始めとした社会情勢の変容や保護司の処遇活動が困難になっている影響などもあって、保護司適任者の確保が困難になっており、保護司の人員は減少傾向にあります。充足率(現員/定員)は熊本県93.7%、九州平均89.5%、全国平均88.3%(いずれも令和2年12月1日現在)と熊本県の充足率は高水準を維持していますが、数年後には、いわゆる団塊の世代の保護司の大量退任が見込まれており、計画的に補充していく必要があります。

保護司になると、地区保護司会に配属されることになります。熊本市は平成24年4月に政令指定都市に移行したため5区に保護司会が設立され、現在、県内は16の保護区に分けられ、それぞれ地区保護司会が置かれています。

また、県内全ての保護区には、保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点となる「更生保護サポートセンター」が設置されています。

(更生保護女性会)

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。

昭和31年2月、八代市太田郷校区に更生保護婦人会が発足したのを皮切りに

現在は県下に39地区会あり、2,219人(令和2年4月1日現在)の女性会員が活躍されています。活動としては、施設慰問、更生保護施設に対する給食サービス、ミニ集会の実施、子育て支援活動に力を入れています。

(BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement))

「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、 一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。

旧城南町の青年を中心に、昭和25年7月に熊本BBS会が結成され、その後県下一円にBBS会が結成されましたが、現在は熊本BBS会以外は休会中となっています。

(協力雇用主会)

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する 民間の事業主です。

昭和44年2月、会員総数43社からなる協力雇用主会の「熊本くりの実会」が結成され、その後、県内の各地域において支部が順次結成されています。

(更生保護施設)

刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する施設です。

大正2年、当時の熊本刑務所長が発起人となり熊本市内に更生保護施設「熊本自営会」が設立されました。近年は積極的に被保護者を受入れており、90%以上の高い収容保護率を維持しています。

第5章 計画の推進体制・進行管理

第1 関係機関・関係者との連携

○ 計画の推進にあたっては、国、市町村、民間の団体その他の関係者との連携を 強化し、再犯の防止等に関する施策の効果的な推進を図ります。

第2 庁内の実施体制

○ 知事部局、教育庁、警察本部で構成する「庁内連絡会議」を開催して、情報の 共有等を図りながら、庁内関係部局が連携して施策に取り組みます。

第3 計画の進行管理

○ 計画に記載した各施策の取組状況については、刑事司法機関や更生保護・福祉の支援を行う民間団体、行政等で構成する「熊本県再犯防止推進連絡協議会」を毎年度開催して確認するとともに、より効果的な施策の在り方について検討する等必要な見直しを行います。

また、再犯防止の取組みについては、今後、様々な社会情勢の変化や国の政策の展開等も見込まれることから、適切な情報収集を図り、変化に対応できるよう、関連施策等について適時適切に見直し、必要に応じて計画の見直しも行います。

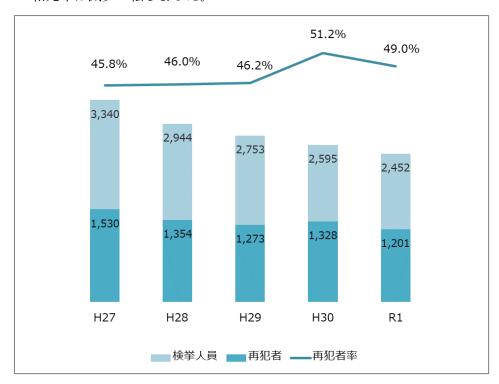
資 料 編

本県における再犯防止を取り巻く状況

(※統計はすべて法務省提供の資料による)

【刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率】

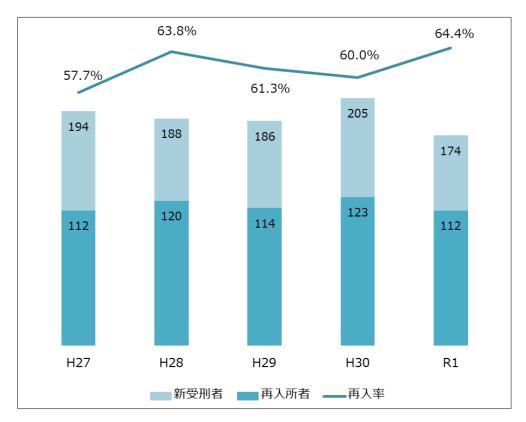
- 刑法犯検挙者数は、毎年減少しており、令和元年は 2,452 人と平成 27 年 (3,340 人) から 888 人減少しました。
- 再犯者率は平成 27 年から平成 30 年にかけて上昇傾向にあったものの、令和元年は減少に転じました。



- ※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検 挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
- ※「再犯者率」は、刑法犯検挙者に占める再犯者数の割合をいう。

【新受刑者中の再入者数及び再入者率】

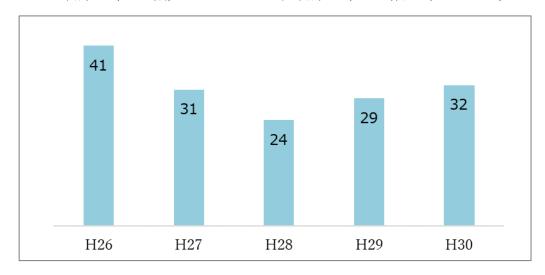
○ 令和元年の新受刑者中の再入者率(再入所に係る犯行時の居住地が熊本県である者)は、64.4%となっており過去5年で一番高い数値となっています。



- ※「新受刑者」は裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした 受刑者をいう。
- ※「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
- ※「再入者率」は、新受刑者に占める再入者の割合をいう。

【出所受刑者の2年以内再入者数】(再入所に係る犯行時の住所が熊本県の者)

○ 出所受刑者の2年以内再入者数(再入所に係る犯行時の住所が熊本県の者) は平成28年まで減少していましたが、平成29年から増加に転じました。

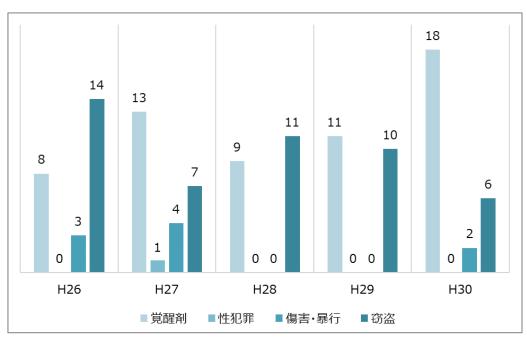


※前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。

※「2年以内再入所者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目 (翌年)の年末までに再入所した者の人員をいう。

【主な罪名別2年以内再入者数】(再入所に係る犯行時の住所が熊本県の者)

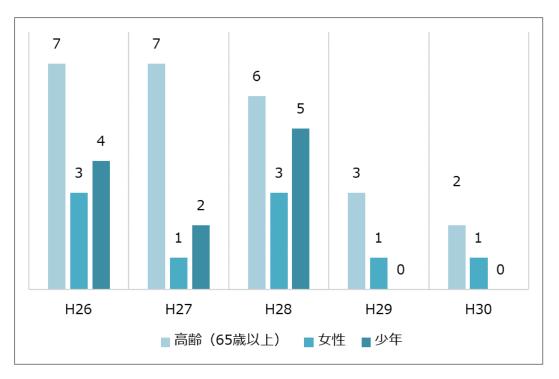
○ 主な罪名別の2年以内再入者数(再入所に係る犯行時の住所が熊本県の者)は、いずれの年も「覚醒剤取締法違反」及び「窃盗」が高くなっています。 特に、平成30年の「覚醒剤取締法違反」は18人と前年(11人)から7人 増加しました。



※「性犯罪」は、強制性交等・強姦・強制わいせつ(いずれも同致死傷を含む。)をいう。 ※「傷害」は、傷害致死を含む。

【特性別2年以内再入者数】(再入所に係る犯行時の住所が熊本県の者)

- 特性別2年以内再入者数(再入所に係る犯行時の住所が熊本県の者)は、いずれの特性も減少傾向にあります。
- 平成29年以降、「少年」の再入者はいません。

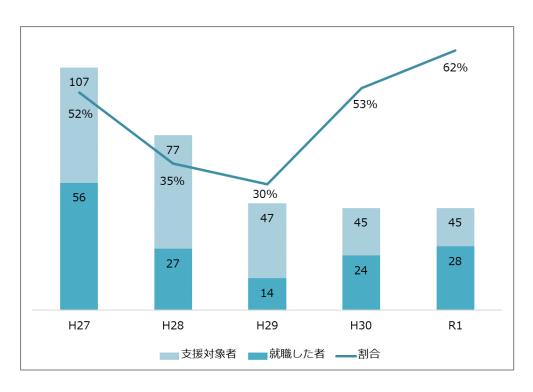


※特性別(高齢)の年齢については、前刑出所時の年齢による。

再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。

【刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合】

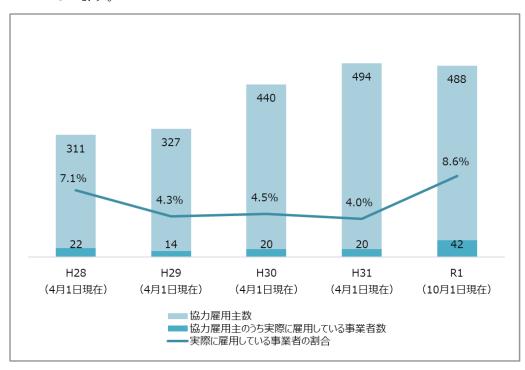
○ 令和元年度の支援対象者 45 人のうち、約 6 割にあたる 28 人が就職しています。また、就職した者の割合は平成 30 年以降、大幅に増加しています。



- ※「刑務所出所者等」は、少年院出院者及び保護観察対象者などを含む。
- ※「支援対象者数」は、矯正施設又は保護観察所からハローワークに対して、支援依頼がなされ た者の数を計上している。
- ※「割合」は、「支援対象者数」における「就職件数」の割合をいう。

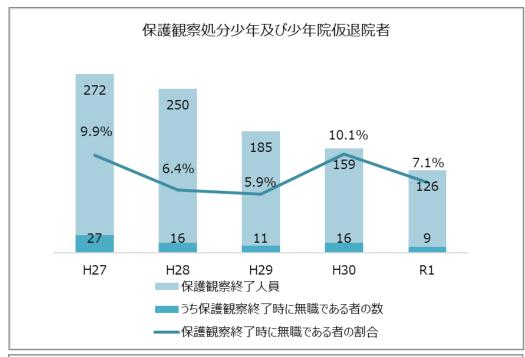
【協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主数に雇用されている刑務所出所者等数】

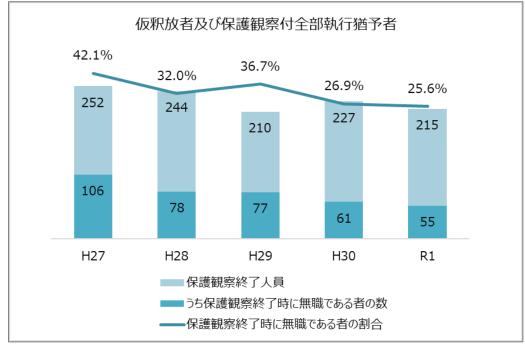
○ 平成28年以降、県内の協力雇用主登録数は増加傾向にありますが、犯罪を した者等を実際に雇用している協力雇用主の割合は、全体の1割以下にとどま っています。



【保護観察終了時に無職である者の数及びその割合】

○ 少年(保護観察処分少年及び少年院退院者)における無職の割合は低く、成人(仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者)における無職の割合は高くなっています。

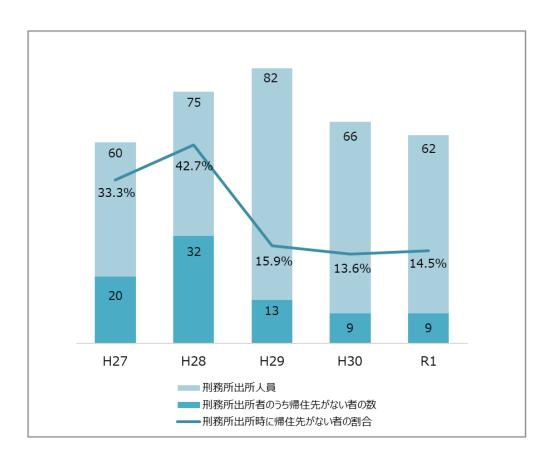




- ※「無職である者」は、各年に保護観察を終了した者のうち、終了時職業が無職である者から、定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除いて計上している。
- ※交通短期保護観察の対象者及び婦人補導院仮退院者を除く。

【刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合】

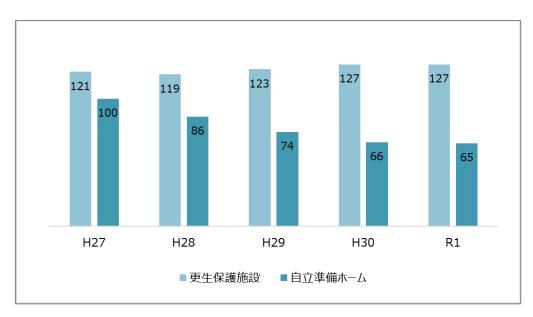
○ 平成 28 年は刑務所出所者の 42.7%が帰住先の確保ができないまま出所していましたが、平成 29 年以降大幅に減少し 13.6%~15.9%にとどまっています。



- ※「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
- ※「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者の住所地である者などを含む。

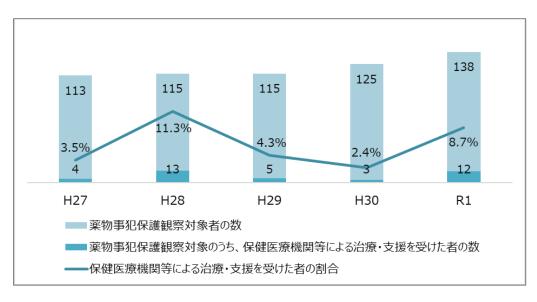
【更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数】

○ 更生保護施設を利用した者の数は微増していますが、自立準備ホームを 利用した者の数は減少傾向にあります。



【薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合】

○ 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者 の割合は、2.4%から 11.3%にとどまっています。



【少年院(人吉農芸学院)における修学支援の実施状況等】

○ 令和元年は出院時に復学・進学を希望した者が2人おり、2人とも復学・進学が決定しています。

	出院者数	出院者のうち、 修学支援対象者数	修学支援対象者のうち、 出院時復学・進学希望者	出院時復学・進学希望者のうち、 出院時復学・進学決定者
平成30年	63	3	0	0
令和元年	71	9	2	2

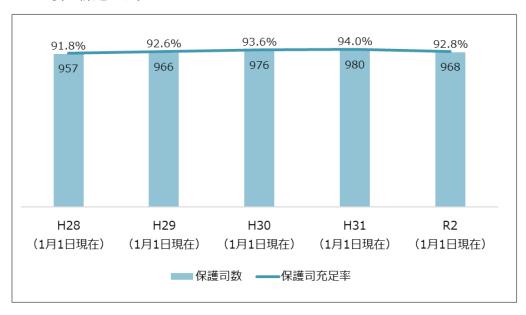
【矯正施設(熊本刑務所、人吉農芸学院)における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数】

○ 毎年受験者がおり、合格者も数人出ています。

		H 28	H29	H30	R1	R2
受験者数	熊本刑	4	2	7	7	7
	人吉農	10	13	11	9	6
	合計	14	15	18	16	13
	熊本刑	2	1	2	2	0
合格者数	人吉農	1	5	4	0	2
	合計	3	6	6	2	2

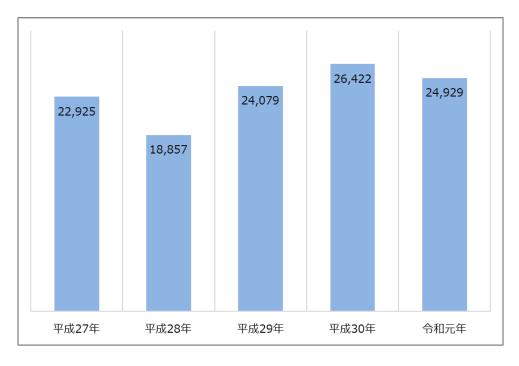
【保護司数及び保護司充足率】

○ 本県の保護司充足率は90%以上の高水準を維持していますが、数年後には団塊の世代の保護司の大量退任が見込まれるため、計画的に保護司を確保することは重要な課題です。



【社会を明るくする運動行事参加人数】

○ 社会を明るくする運動行事参加者数は、平成28年は熊本地震による影響で減少したものの、各年22,000人以上参加しています。



再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年(2017 年)法律第 104 号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと (非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐ ことを含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の 防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の 防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなけ ればならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における 体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認める ときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村に おける再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進 計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置 その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を 提出しなければならない。 第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を

営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保 護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとす る。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等

に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

熊本県再犯防止推進連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 熊本県における再犯防止推進に係る施策を推進するため、熊本県再犯防止推進連 絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議、検討を行う。
 - (1) 熊本県再犯防止推進計画(仮称)の策定及び推進等に関すること
 - (2) その他、熊本県における再犯防止の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、別表に掲げる機関の職員等により構成する。
- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、熊本県環境生活部県民生活局くらしの安全推進課長をもって充てる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

(会議の開催)

- 第4条 会長は、協議会を招集し、これを主宰する。
- 2 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代行する。
- 3 協議会においては、必要に応じ、再犯防止に関する関係者を随時参加させることができる。
- 4 必要に応じて、協議会の下に、部会を設置することができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、環境生活部県民生活局くらしの安全推進課において処理する。

(個人情報の保護)

第6条 協議会及び部会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成30年11月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年(2019年)7月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年(2020年)3月3日から施行する。

別表

区分	構成機関				
	熊本地方検察庁				
	熊本刑務所				
国	人吉農芸学院				
<u> </u>	熊本少年鑑別所				
	熊本保護観察所				
	熊本労働局				
弁護士	熊本県弁護士会				
	熊本県地域生活定着支援センター				
団体	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会				
17114	社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 地域福祉権利擁護センター				
	一般社団法人 熊本県社会福祉士会				
	熊本県保護司会連合会				
更生保護	熊本県更生保護女性連盟				
団体	特定非営利活動法人 熊本県就労支援事業者機構				
	更生保護法人 熊本自営会				
	熊本県市長会				
市町村	熊本県町村会				
	熊本市 市民局市民生活部生活安全課				
	熊本県 総務部総務私学局私学振興課				
県	熊本県 健康福祉部長寿社会局社会福祉課				
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	熊本県 健康福祉部子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課				
	熊本県 環境生活部県民生活局くらしの安全推進課				
県教委	教育庁県立学校教育局学校安全・安心推進課				
	熊本県警察本部 生活安全部生活安全企画課				
県警察	熊本県警察本部 刑事部刑事企画課				
	熊本県警察本部 交通部交通企画課				

問合せ先一覧

機 関 名	電話番号
熊本地方検察庁	096-323-9030(代表)
熊本刑務所	096-364-3165(直通)
人吉農芸学院	0966-38-3102
熊本少年鑑別所	096-325-4131
法務少年支援センターくまもと	096-325-4700
熊本保護観察所	096-366-8080
熊本労働局 職業安定部職業対策課	096-211-1704(直通)
熊本県弁護士会	096-325-0913
熊本県地域生活定着支援センター	096-277-1508
社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会地域福祉部地域福祉課	096-324-5470(直通)
一般社団法人 熊本県社会福祉士会	096-285-7761
熊本県保護司会連合会	096-325-4131
熊本県更生保護女性連盟	096-366-8080
特定非営利活動法人 熊本県就労支援事業者機構	096-288-4375
更生保護法人 熊本自営会	096-366-3500
熊本県市長会	096-331-0007
熊本県町村会	096-368-0011
熊本市 市民局市民生活部生活安全課	096-328-2397(直通)
熊本県警察本部	096-381-0110(代表)
熊本県 環境生活部県民生活局くらしの安全推進課	096-333-2293(直通)